

人事行政の運営等の状況

小千谷市

小千谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年小千谷市条例第1号）により、令和5年度における小千谷市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況（令和5年度）

職 種	4月1日付 職員数	採用者数 (令和5年4月1日付採用者)	退職者数 (令和5年度中退職者)
一般行政職	309人	10人（事務5、保育士4、 教育1）	11人（事務9、保育士2）
公安職	63人	2人	1人
技能労務職	55人		
計	427人	12人	12人

※ 4月1日付職員数には三役（市長、副市長、教育長）及び再任用短時間職員を含みません。

①部門別職員数

部 門	職員数		差引	主な増員理由	主な減員理由
	4 年 度	5 年 度			
一 般 行 政	議 会	4	4		
	総務企画	68	71	3	機構改革（3）
	税 務	18	18		
	民 生	95	94	▲1	機構改革（▲1）
	衛 生	25	25		
	労 働	0	1	1	機構改革（1）
	農林水産	15	15		
	商 工	11	11		
	土 木	22	22		
小 計	258	261	3		
特 別 行 政	教 育	51	47	▲4	機構改革（▲4）
	消 防	63	63		
	小 計	114	110	▲4	

公 営 企 業 等	水 道	15	15		
	下 水 道	6	6		
	そ の 他	34	35	1	新事業の実施 (1)
	小 計	55	56	1	
合 計		427	427	0	

②定員適正化計画について

令和3年3月に第5次定員適正化計画を策定し、令和3年度から令和7年度までの5年間で職員数を9人（2.1%）削減する目標を定めました。

削減に当たっては、「事務・事業の見直し」「民間委託の推進」「組織・機構の見直し」などの手法を総合的に組み合わせて目標達成を目指します。

部 局	令和2年度 (基準値)	3年度	4年度	5年度	7年度 (目標値)
市長部局等	261	256	258	261	257
教育委員会等	118	116	114	110	117
公営企業等	55	55	55	56	51
合 計	434	427	427	427	425

※各年度4月1日現在

2 人事評価制度の状況

職員の勤務実績を正しく評価し、職員の人材育成に役立て、また公務能率を増進させることにより市民サービスの充実を図るため、平成21年度より人事評価制度を本格実施しました。

年度を上半期、下半期に分け2回の人事評価を実施し、各評価結果については、勤勉手当の成績率、給料の昇給に反映します。

3 職員の給与の状況

①給料及び期末手当等

・平均年齢及び平均給料額（再任用短時間職員を除く）（令和5年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額
一般行政職	小千谷市	40.4歳	296,225円
	国	42.4歳	322,487円
	類似団体	42.3歳	314,496円
公 安 職	小千谷市	38.1歳	305,800円
技能労務職	小千谷市	53.1歳	277,700円
	国	51.2歳	286,942円
	類似団体	51.6歳	295,647円

・職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		小千谷市	国	新潟県
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	191,700 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	158,900 円
公 安 職	高校卒	174,500 円	比較なし	比較なし
技能労務職	高校卒	151,900 円	比較なし	156,800 円
	中学卒	143,800 円	比較なし	143,800 円

・職員手当の状況

(令和5年度分)

区分	小千谷市	国
期末手当	2.45 月分	2.45 月分
勤勉手当	2.05 月分	2.05 月分

※勤勉手当の支給月数は、支給総額の限度を表したものです。

②手当の種類とその内容（主なもの）

毎月決まって支給

- ・扶養手当 配偶者 6,500 円、子 10,000 円、その他 6,500 円
- ・住居手当 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員
家賃額に応じ最高 28,000 円まで
- ・通勤手当 電車、バス等利用者
負担している運賃等に応じ最高 55,000 円まで
自動車等利用者
使用距離に応じ最高 31,600 円まで

勤務実績に応じて支給

- ・時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給
午後 10 時～午前 5 時 1 時間単価の 150/100
上記以外の時間 " 125/100
60 時間を超えた勤務に対し 15/100～25/100 を加算
- ・特殊勤務手当 特殊な勤務に対する手当
徴収手当、社会福祉調査手当、行路死人取扱手当、廃棄物処理手当

そ の 他

- ・寒冷地手当 世帯の状況に応じて支給
月額 7,360 円～17,800 円（11 月から 3 月まで支給）

・退職手当 支給率

勤続年数	定年・勸奨	自己都合
20年	24.586875月分	19.6695月分
25年	33.27075月分	28.0395月分
35年	47.709月分	39.7575月分
最高	47.709月分	47.709月分
※加算措置 定年前早期退職の場合は、1年につき2%加算（最高20%）		

4 特別職の報酬等の状況

(単位：円)

区分		議長	副議長	議員	市長	副市長	教育長
報酬・給料 月額	R4	392,000	322,000	307,000	851,000	644,000	568,000
	R5	392,000	322,000	312,000	851,000	644,000	568,000
期末手当 支給割合	R4	6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.3月分					
	R5	6月期 1.650月分 12月期 1.750月分 計 3.4月分					

※ 特別職の報酬・給料月額は、市内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受けて、条例で定められています。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成21年4月1日より、1日7時間45分、1週間38時間45分に改正されています。(交替制勤務等職員は、1日の勤務時間が異なる場合があります。)

1週間の正規の 勤務時間	1日の正規の勤務時間			
		開始時刻	休憩時間	終了時刻
38時間45分	7時間45分	8時30分	12時～13時	17時15分

※平成19年度より、休憩時間が廃止されています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総取得日数 a	全対象職員数 b	平均取得日数 a/b
2424.0日	196人	12.4日

※ 対象職員は、市長部局に属する一般事務職員とする。(勤務条件等調査による。)

(3) 特別休暇等の導入状況

種 類	区分	有給/無給	付 与 日 数
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる期間
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる期間
骨髄ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間
結婚休暇	特別休暇	有給	6日
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前8週間、産後8週間
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、各30分以内
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間
妻の出産	特別休暇	有給	2日以内
忌引休暇	特別休暇	有給	1日～10日
父母、配偶者又は子の法要等	特別休暇	有給	1日
夏季休暇	特別休暇	有給	4日以内
災害による現住居の滅失等	特別休暇	有給	7日を超えない範囲内
災害又は交通機関の事故等による出勤困難等	特別休暇	有給	必要と認められる期間
生理休暇	特別休暇	有給	1回につき2日以内
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内
子の看護	特別休暇	有給	5日以内
妻の出産による子の養育	特別休暇	有給	5日以内
短期の介護休暇	特別休暇	有給	5日以内
公務上の負傷疾病による休暇	療養休暇	有給	必要と認められる期間
私傷病休暇	療養休暇	有給	90日以内
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内
措置要求・不服申立て	職専免	有給	必要と認める時間
公務災害補償に関する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間
非常勤の消防団員として出動	職専免	有給	必要と認める時間
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間
兼職	職専免	有給	必要と認める時間
介護休暇		無給	6月の範囲内
育児休業		無給	子どもが3歳になるまで
自己啓発等休業		無給	3年以内
配偶者同行休業		無給	3年以内

高齢者部分休業（令和5年4月1日～）	無給	1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内
適法な交渉	有給	交渉・協議に必要な時間
組合休暇	無給	30日以内
不妊治療休暇	有給	5日の範囲内（体外受精等の場合は10日以内）

(4) 介護休暇の取得状況
なし

6 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

区 分	取得者 数合計	育児休業等承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以 下	1年6月超 2年 以下	2年超 2年6月 以下	2年6月超
男 性	3	3	—	—	—	—	—
女 性	15	1	6	4	2	1	1
計	18	4	6	4	2	1	1

※ 令和5年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した職員

7 職員の分限及び懲戒処分状況

区分	処分の内容	処分者数	理 由
分限処分	休職	5	病気
懲戒処分	免職	0	—
	停職	0	—
	減給	0	—
	戒告	0	—

8 職員のサービスの状況

- ・職務専念義務免除の申請・承認 25件 57名
- ・選挙及び年末年始等におけるサービス規律違反はありません。

9 職員の退職管理の状況

(1) 再就職の状況（令和4年度退職者）

退職時職位	退職者数	再就職先区分						再就職者 合計
		市再任 用職員	市臨時 職員等	地方公 共団体	非営利 法人	営利 法人	その他	
課長職	1	—	—	—	1	—	—	1
課長補佐職	0	—	—	—	—	—	—	0
計	1	—	—	—	1	—	—	1

(2) 営利企業等への再就職の状況（令和4年度退職者）

退職時の職	退職日	再就職先		再就職日
		名称等	役職等	
なし				

10 職員の研修の状況

小千谷市職員人材育成計画に基づき、計画的な職員研修を実施しています。

研修名	参加人員	主催
新採用職員研修	11	小千谷市
人権研修	19	
メンタルヘルス研修	25	
法制執務研修	24	
人事評価研修	68	
会計処理研修	14	
デジタルツール研修	54	
目標達成のためのマネジメント研修	22	
新潟県専門研修（政策形成コース）	1	
新潟県専門研修（行政法務）	1	
定住自立圏合同研修	10	長岡市
自治大学校研修（第2部）	1	総務省自治大学校
各種政策課題研修	4	日本経営協会
階層別研修 （新採用、第1部、第2部、主任、主査 係長、課長補佐級、課長級）	75	市町村総合事務組合

専門研修	8	市町村総合事務組合
研修講師派遣	1	
原子力防災に係る研修	2 2	小千谷市
小千谷地区防災訓練に係る職員研修	2 0	
災害時初動体制に係る研修	2 7	
原子力災害に係る避難訓練研修	1 6	
契約事務研修	4 6	
個人情報保護研修	2 2	
生成 AI に関する研修	2 6	
CMS 研修	1 5	
手話研修	1 0	
観光まちづくり研修	2 0	
その他	5 5 4	
合計	1, 1 1 6	

1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生計画の状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」とされているほか、「職員又はその扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない。」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。

区分	事業名	事業概要
市独自の厚生事業	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	婦人科検診	子宮がん・乳がん検診
	がん検診	胃・大腸がん検診
	人間ドック	人間ドック、脳ドックの啓発
	健康増進事業 ライフプラン	メンタルヘルス対策、生活習慣病対策 ライフプランの啓発
共済組合制度	短期給付	保健給付、休業給付、災害給付
	長期給付	老齢・退職給付、障害給付、遺族給付
	福祉事業	保健事業、貯金事業、貸付事業等

(2) 公務災害等の状況

区分	4年度末 未認定 件数	5年度中 申請件数	5年度中認定状況				5年度末 未認定 件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	0	1	1	—	—	1	0
通勤災害	0	0	—	—	—	—	0
計	0	1	1	—	—	1	0

(3) 小千谷市職員互助会の実施事業

- ・慶弔給付事業 ……死亡、祝金、見舞い等への慶弔費
- ・福利厚生事業 ……市役所職員スポーツ大会等への参加
- ・貸付事業 ……会員の臨時の支出に対する資金の貸付

1 2 公平委員会への要求状況等

要求事項	件数
職員の勤務条件に関する措置の要求	0
職員の不利益処分に関する不服申立て	0